



あなたの情報が犯人逮捕につながる！

～不審に思ったら、ためらわずに警察へ～



◎指名手配犯人の捜査にご協力を！

愛知県警が強盗殺人事件で公開指名手配している**林紹蔵(リンショウエイ)**という中国籍の男を始め、全国では、警察庁の重要指定を受けて公開手配している警察庁指定重要指名手配被疑者が、令和7年9月末現在、全**11人**います。警察では犯人逮捕に向け、総力を挙げて捜査を行っていますが、犯人を早期に逮捕するためには、県民の皆さんのご協力が不可欠です。

「以前、ここで働いていた」、「店によく来る客が似ている」、「アパートを借りに来た人かも」など、どんな小さなことでも結構ですので、警察に通報をお願いします。



中村警察署
052-452-0110
柳交番

◎犯罪について知っていることは積極的に通報を！

過去の例を見ると、事件現場付近にあった不審な車のナンバーをメモし、それを警察に通報していただいたり、深夜に閉店しているはずの店の中に人影が見えると通報していただいたなど、皆さんからの情報提供によって事件が解決したケースは数多くあります。

「事件が起きた時間帯に、不審な人がいた」、「普段見かけない人がいた」、「パトカーのサイレンを聞いて急発進していった車を見た」など、ほんの少しの情報が、皆さんからお寄せいただいて集まると犯人にたどりつく大きな手がかりとなります。



中村警察署の
ホームページ
が見れます！

◎飲酒運転の危険性

たとえ、わずかな量であっても、お酒を飲んだ時は絶対にハンドルを握らないでください。アルコールには、中枢神経を麻痺させる作用があり、自分では「まだ酔っていない。大丈夫だ。」と思っても、理性、平衡感覚及び視力が低下し、視野が狭くなるなど、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力等が低下するため、正常な運転ができなくなります。

また、運転者だけでなく、飲酒運転の周辺者も処罰されます。具体的には、

- ・飲酒運転をするおそれのある人に対してお酒を提供した人
- ・飲酒をした人に運転を依頼して車に同乗した人
- ・飲酒運転をするおそれのある人に対して車を貸した人

といった周辺者も処罰の対象となり、懲役、罰金のほか、免許取消・免許停止等の処分の対象となります。

そこで、飲酒の機会には、次のことを絶対に守ってください。

- お酒の量に関わらず飲酒した人は、絶対に車を運転しないこと
- 飲酒運転をするおそれのある人に車を貸さないこと
- 飲酒運転をするおそれのある人にお酒を提供したり、お酒を勧めないこと
- 運転する人が飲酒していることを知りながらその車に同乗したり、送ってもらうように依頼しないこと



iOS端末
(iPhone等)



Android端末

110番通報と#9110
緊急の際は110番通報、
相談事は#9110
適切な利用をお願いします。

